

見開き構成が使いやすい

コンパクト判例集の決定版

★刑事警察の第一線現場で役立つ判例を、
実務本位でセレクト。

★平成20年以降から令和まで
最新の判例110件を分野ごとに収録。

→詳細は裏面へ



実務セレクト

刑事警察 110判例

■A5判 ■定価(本体2,000円+税)
■264頁 ISBN978-4-8090-1414-7 C3032 ¥2000E

江原 伸一 著

著者略歴:1980年警察庁入庁。富山県警察本部長、科学警察研究所総務部長、
岡山県警察本部長、中国管区警察局長等を歴任。

内容見本

210 第7 刑事手続の諸問題

警察職務の執行 211

99

公道での不適正な身体検査

東京高裁令和元年7月16日判決

根拠法条：刑訴法336条、397条
参考文献：裁判所 web

ポイント 陰部付近の身体検査

事案概要

平成29年11月12日午前2時20分頃、警察官Bらはパトカーで警ら中、東京都内の公道上で、後部ナンバー灯が滅灯している自動車を発見し、職務質問を開始した。無線照会すると、運転者Lの薬物犯罪歴が判明した。Bらは、車内検査や所持品検査を行ったが、薬物等は発見されなかった。

Bらは、Lに対して任意採尿や腕をまくって見せるよう求めたが、Lは令状がなければ応じないという態度であった。Bらは、Lに対する強制採尿令状を裁判所に請求し、午後0時頃に発付を受けた。

Lに対して、15日午後4時57分頃、強制採尿令状が示され、病院まで同行後、自ら尿を出した(任意採尿)。Lの尿から覚醒剤成分が検出され、本件鑑定書が作成された。

Lは、覚醒剤取締法違反(自己使用)で起訴された。1審は、本件鑑定書の証拠能力を認めて、Lを有罪とした。Lが控訴した。

判決要旨 原判決破棄・無罪

Lは、警察官Bからの要求に応じて、着衣の上からの身体検査を承諾し、それに応じていたが、陰部付近を触られることまで承諾していたとは認められない。着衣の上からとはいえ、被疑者に何ら断ることなく陰部付近を触るという行為は、個人のプライバシーに対する配慮を欠いた不適切なもので、実質的に無令状でLの身体に対する捜索を実施するに等しい。警察官が着衣の上からLの陰部付近を触った行為は、職務質問に付随する所持品検査とし

て許容される範囲を超えた違法なものであるといわざるを得ない。

警察官が、当初、Lに対して、職務質問に対する応答の仕方や薬物犯罪歴等から、違法薬物の所持及び使用の嫌疑を抱いたこと自体は正当であるものの、その後は、Lの陰部付近に薬物を隠匿しているのではないかと考えて、令状がないのに意図して陰部付近の捜索を行い、続けざまにLに対してそのプライバシーや羞恥心への配慮を全く欠いたまま公道上でパンツを脱ぐよう要請し、実際にはLが同意せずに至らせた。

ために、本件令状請求の疎明資料に、裁判官が職務質問の事実を誤解させる記載をして裁判所に提出した点、捜索の過程は、違法に違法を重ねるものであった点、Lが重大な違法があるといわざるを得ない。本件鑑定書を証拠として許容することは、将来における違法捜査抑制の見地からしても相当でない。

解説

本件では、捜査対象者から尿を採取するに至る捜査過程において、令状主義を没却するような重大な違法があるととして、鑑定書の証拠能力が否定された事例である。

特に、当初の身体検査において、警察官としては、陰部付近以外について身体検査を行った上で、相手に何かを隠匿していないか尋ねるとともに、その対応に応じて、プライバシーにも配慮しつつ、パトカーの中や警察署に移動するなどして、更に陰部付近の所持品検査を流行するといったことが十分に可能であった、と判断された。

★理解を助ける「豆知識」を掲載!

豆知識⑤ 身体検査令状

捜査機関が人の身体について検証を行う場合に必要とされる令状(刑訴法218条1項、129条)。なお、被疑者を逮捕した場合に、逮捕の現場において身体を検査することは、捜索、差押えと同様に、令状を要しない(刑訴法220条1項)。

東京法令出版

強行、知能、窃盗、暴力、薬物・銃器、鑑識・鑑定、刑事手続の諸問題の7分野で、近年の判例を中心に厳選収録!

収録判例 (抜粋)

第1 強行犯罪

- 立てこもり発砲殺人事件 (最高裁判平成23年3月22日決定)
- 仮想通貨強奪のための殺人 (名古屋高裁判令和元年5月23日判決)
- 暗証番号聞き出しと強盗罪 (東京高裁判平成21年11月16日判決)
- 娘への虐待行為の帮助 (千葉地裁判令和元年6月26日判決)
- 強制わいせつ罪と性的意図の有無 (最高裁判平成29年11月29日判決)

第2 知能犯罪

- 認知症高齢者に対する準詐欺 (神戸地裁判平成31年2月21日判決)
- 現金引出し役の詐欺行為の認識 (高松高裁判平成30年3月1日判決)
- 医療費の還付金詐欺 (神戸地裁判平成29年9月21日判決)
- 入札業者への設計金額教示 (神戸地裁判令和元年6月19日判決)
- 顧客情報の大量不正流出 (東京地裁判立川支部平成28年3月29日判決)

第3 窃盗犯罪

- 被害品所持と侵入盗の犯人性 (名古屋高裁判平成29年11月6日判決)
- 金塊入りキャリアケース強奪 (福岡高裁判令和元年9月17日判決)
- 不正利用口座からの現金引出し (東京高裁判平成25年9月4日判決)
- 連続ひったくり事件 (札幌地裁判平成29年12月21日判決)
- 自分の娘を利用した万引き (福岡地裁判平成29年12月18日判決)

第4 暴力犯罪

- 暴力追放運動者に対する報復 (福岡地裁判平成30年2月20日判決)
- 特殊詐欺と威力利用資金獲得行為 (水戸地裁判令和元年5月23日判決)
- 暴力団の威力誇示 (福岡地裁判小倉支部平成30年10月3日判決)
- 対立組事務所へのけん銃撃ち込み (福井地裁判平成29年6月12日判決)
- 反社会的勢力との取引拒絶 (大阪高裁判平成25年7月2日判決)

第5 薬物・銃器犯罪

- 監視付移転と追跡捜査 (東京地裁判平成30年7月30日判決)
- 覚醒剤密輸の運搬役 (札幌地裁判令和元年9月2日判決)
- 大麻の大量所持 (東京高裁判平成29年10月18日判決)
- 危険ドラッグの密造 (名古屋高裁判平成29年4月18日判決)
- モデルガンの改造 (東京地裁判平成30年8月7日判決)

第6 鑑識・鑑定

- DNA資料の不適正採取 (東京高裁判平成28年8月23日判決)
- 遺留足跡等からの犯人特定 (盛岡地裁判平成30年3月15日判決)
- オービス画像の同一性鑑定 (福岡地裁判平成31年3月25日判決)
- 解剖所見からの絞殺認定 (岐阜地裁判平成29年8月8日判決)
- 放火の事件性と犯人性 (東京地裁判平成29年7月20日判決)

第7 刑事手続の諸問題

- 警職法の保護と覚醒剤事件捜査 (神戸地裁判平成26年9月5日判決)
- 公道での不適正な身体検査 (東京高裁判令和元年7月16日判決)
- 不適正な「なりすまし捜査」 (鹿児島地裁判加治木支部平成29年3月24日判決)
- バッグの無令状捜索 (東京高裁判平成30年3月2日判決)
- 証拠としての録音録画 (東京高裁判平成30年4月25日判決)

詳しい内容は、こちらまで!

東京法令 検索 

<https://www.tokyo-horei.co.jp/>

実務セレクトシリーズ好評発売中!!

実務セレクト

生活安全警察110判例

■A5判 ■定価(本体2,000円+税) 江原 伸一 著
 ■256頁 ISBN978-4-8090-1343-0 C3032 ¥2000E

ストーカー・DV事案、児童ポルノ事犯からサイバー事犯、ヤミ金まで近時の課題を反映したラインアップで、実務を強力にサポート!

実務セレクト

交通警察110判例

■A5判 ■定価(本体2,000円+税) 江原 伸一 著
 ■256頁 ISBN978-4-8090-1373-7 C3032 ¥2000E

交通事故の取締りから過失致死傷事犯、危険運転致死傷事犯まで近時の課題を反映したラインアップで、実務を強力にサポート!

申込書

実務セレクト 刑事警察110判例 定価(本体2,000円+税) (コード13542)		申込部	送料は実費。 ただし、 税込購入金額 3,000円以上 はサービス
実務セレクト 生活安全警察110判例 定価(本体2,000円+税) (コード12624)	申込部	実務セレクト 交通警察110判例 定価(本体2,000円+税) (コード12988)	
貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日			
お取扱者(自署) (TEL - -)			
〒 お届け先住所			
団体名	部署名	<input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私有	

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役
 ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
 ★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
 ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
 ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
 ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL 026-224-5441、privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。
 ★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

東京法令出版公式Twitterアカウント

@tokyo_horei 

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先

東京法令出版 株式会社 受注センター
 〒381-0022 長野市大島3111

FAX 0120-338-923
 TEL 0120-338-272

(携帯電話からもお申込みできます。)

会社 社 使用 欄	団体コード	<input type="checkbox"/> 納品済 <input type="checkbox"/> 請求済 <input type="checkbox"/> 領収済	入力印 チェック
	得意先コード		
在庫	ラベル	〒	